

配信課題Ⅲ-2(法規)

© 2018 建築士の塾

※平成30年1月1日現在において施行されている法令に基づいて出題しています。

※法令集は必ず最新版を使用して下さい。

問題 1

次の記述のうち、建築基準法上、**正しい**ものはどれか。

1. 床が地盤面下であり天井の高さが4mの階で、床面から地盤面までの高さが1.2mのものは、「地階」である。
2. 建築物の構造上重要でない最下階の床のすべてを木造から鉄筋コンクリート造に造り替えることは、「大規模の修繕」である。
3. 天井面から55cm下方に突出した垂れ壁で、不燃材料で覆われたものは、「防煙壁」に該当する。
4. 火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖又は作動をする防火設備を、「特定防火設備」という。

問題 2

面積、高さ又は階数に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 容積率を算定する場合、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1m以下にあるものの住宅又は老人ホーム等の用途に供する部分(所定の昇降機の昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積を容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないとする規定については、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分(所定の昇降機の昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の $\frac{1}{3}$ を限度として適用する。

2. 隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和の規定において、建築物の敷地の地盤面が隣地の地盤面より1 m以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差の $\frac{1}{2}$ だけ高い位置にあるものとみなす。
3. 北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が高度地区において定められている場合の高さの算定に当たっては、建築物の屋上部分にある階段室で、その水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ 以内のものであっても、その部分の高さは、当該建築物の高さに算入する。
4. 建築物の屋上部分で、水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ 以下の塔屋において、その一部に休憩室を設けたものは、当該建築物の階数に算入する。

問題 3

防火地域内における次の行為のうち、建築基準法上、**確認済証の交付を受ける必要がない**ものはどれか。ただし、建築物の建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 木造、延べ面積100㎡、地上2階建ての一戸建ての住宅における、床面積10㎡の増築
2. 鉄骨造、延べ面積300㎡、平家建ての、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、その建築を許可した仮設興行場の新築
3. 鉄骨造、延べ面積400㎡、平家建ての、鉄道のプラットフォームの上家の新築
4. 鉄筋コンクリート造、延べ面積500㎡、地上2階建ての劇場の、大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わない公会堂への用途の変更

問題 4

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物の建築(床面積30㎡の増築である耐震改修)について、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の規定による耐震改修の計画の認定を所管行政庁である市町村の長に申請する場合にあっては、建築主は、当該建築物の建築をしようとする旨を、当該市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならない。
2. 建築主は、確認済証の交付を受けた建築物について、当該建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変更をして、当該建築物を建築しようとする場合は、原則として、あらためて、確認済証の交付を受ける必要はない。
3. 建築主は、特定行政庁が指定する特定工程に係る工事を終えたときは、指定確認検査機関が中間検査を引き受けた場合を除き、原則として、その日から4日以内に建築主事に到達するように、建築主事の検査を申請しなければならない。
4. 建築主は、指定確認検査機関から建築物の用途の変更に係る確認済証の交付を受けた場合にあっては、工事完了届についても、指定確認検査機関に届け出なければならない。

問題 5

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 高さ1mの階段には、手すりを設けなくてもよい。
2. 映画館における客用の階段でその高さが3mをこえるものにあつては、高さ3m以内ごとに踊場を設けなければならない。
3. 準住居地域内の建築物にあつては、隣地境界線までの水平距離が5m以上である開口部の採光補正係数は、1.0以上とする。
4. 居室の床面積の合計が100㎡をこえる地階における階段の踏面の寸法は、原則として、24cm以上でなければならない。

問題 6

防火区画等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、主要構造部については、「耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準」に適合していないものとする。また、「避難上の安全の検証」は行われていないものとする。

1. 主要構造部を準耐火構造とした延べ面積 200m^2 、地上3階建ての一戸建ての住宅において、吹抜きとなっている部分とその他の部分とを防火区画しなくてもよい。
2. 延べ面積 $1,200\text{m}^2$ 、木造、地上2階建ての小学校において、必要とされる防火壁に設ける開口部の幅及び高さは、それぞれ 2.5m 以下とし、かつ、これに特定防火設備で所定の構造であるものを設けなければならない。
3. 防火区画に用いる防火設備は、閉鎖又は作動をするに際して、当該防火設備の周囲の人の安全を確保することができるものでなければならない。
4. 防火区画における床及び壁は、耐火構造、準耐火構造又は防火構造としなければならない。

問題 7

特殊建築物の用途等に応じ、耐火建築物等としなければならないとする規定に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 各階に就寝する機能を有するホテルと病院は、同一の要件が適用される。
2. 不特定多数の者が利用する博物館と飲食店は、同一の要件が適用される。
3. 延べ面積 $1,000\text{m}^2$ 、地上3階建ての共同住宅で、防火地域以外の区域内にあるものの主要構造部の構造方法にあつては、1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすることができる。
4. 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が1階にないものにあつては、特定避難時間倒壊等防止建築物とすることができる。

問題 8

次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。

1. 地上3階建ての建築物の3階にある飲食店において、新たに間仕切壁を設ける際、飲食店の居室の各部分から直通階段の一に至る歩行距離を30m以下となるようにした。
2. 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の用途を変更し、新たに火を使用する調理室を設けた飲食店とする際、当該調理室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。
3. 地上3階建てのスーパーマーケットにおいて、使用していなかった屋上を庭園に改装し、その周囲に安全上必要な高さが1.1mのさくを設けた。
4. 地上5階建てのホテルにおいて、屋外に設ける避難階段に屋内から通ずる出口に設ける戸の施錠装置について、セキュリティのため、屋内からもかぎを用いなければ解錠できないものに交換した。

問題 9

次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、「避難上の安全の検証」は行われていないものとする。

1. 主要構造部を準耐火構造とした建築物以外の建築物であっても、柱及び梁が不燃材料で、その他の主要構造部が所定の技術的基準に適合するものとし、また、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に所定の防火設備を有するものは、準耐火建築物に該当する。
2. 建築物の高さ31m以下の部分にある3階以上の各階において、道に面する外壁面に、直径1mの円が内接できる窓で、格子その他の屋外からの進入を妨げる構造を有しないものを当該壁面の長さ10mごとに設けている場合には、非常用の進入口を設けなくてもよい。
3. 主要構造部を耐火構造とした地上15階建ての共同住宅において、15階の居室及びこれから地上に通ずる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした場合には、15階の居室の各部分から地上に通ずる直通階段のその一に至る歩行距離を60mとすることができる。

4. 主要構造部を耐火構造とした延べ面積が1,000㎡、地上3階建ての病院の病室には、非常用の照明装置を設けなくてもよい。

問題10

建築基準法第20条の規定が適用される新築の建築物に関する次の記述のうち、「確認申請書に添える構造詳細図又は使用構造材料一覧表に明示すべき事項」として、建築基準法施行規則上、**誤っている**ものはどれか。ただし、確認申請書に添える他の図書には明示されていないものとする。また、国土交通大臣の認定は受けていないものとする。

1. 鉄骨造の建築物における「使用構造材料一覧表」に明示すべき事項には、「構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別」が含まれる。
2. 鉄筋コンクリート造の建築物における「構造詳細図」に明示すべき事項には、「コンクリートの材料の種別及びコンクリートの骨材の種別」が含まれる。
3. 鉄骨造の建築物における「構造詳細図」に明示すべき事項には、「構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法」が含まれる。
4. 鉄筋コンクリート造の建築物における「構造詳細図」に明示すべき事項には、「鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ」が含まれる。

問題 1 1

構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
ただし、保有水平耐力計算若しくは限界耐力計算(これらと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を含む。)、又は超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための国土交通大臣が定める基準に従った構造計算は行わないものとする。

1. 延べ面積 50m^2 、高さ 4m の鉄筋コンクリート造の建築物において、柱の出すみ部分の異形鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げなければならない。
2. 高さ 10m の鉄筋コンクリート造の建築物において、構造耐力上主要な部分である柱の帯筋の間隔は、柱に接着する壁、はりその他の横架材から上方又は下方に柱の小径の2倍以内の距離にある部分においては、 15cm 以下で、かつ、最も細い主筋の径の15倍以下としなければならない。
3. 高さ 3m の鉄筋コンクリート造のべい[・]に使用するコンクリート(軽量骨材は使用しないものとする。)の四週圧縮強度は、 $12\text{N}/\text{mm}^2$ 以上としなくてもよい。
4. 設計基準強度が $21\text{N}/\text{mm}^2$ 以下のコンクリートの場合、圧縮の材料強度は、短期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度の1.5倍である。

問題 1 2

構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。
2. 地盤が密実な砂質地盤の場合、その地盤の短期に生ずる力に対する許容応力度は、 $400\text{kN}/\text{m}^2$ とすることができる。
3. 木材の繊維方向の長期に生ずる力に対する曲げの許容応力度は、原則として、木材の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める曲げに対する基準強度の $\frac{1}{3}$ である。
4. 径 28mm 以下の異形鉄筋をせん断補強に用いる場合、短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度の数値の上限は、 $390\text{N}/\text{mm}^2$ である。

問題 1 3

建築設備に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 非常用の昇降機を設けなければならない建築物に設ける機械換気設備の制御及び作動状態の監視は、原則として、中央管理室において行うことができる構造としなければならない。
2. エスカレーターは、踏段の両側に手すりを設け、手すりの上端部が踏段と同一方向に同一速度で連動するようにしなければならない。
3. 高さ31mをこえる建築物は、高さ31mをこえる部分の各階の床面積の合計が500㎡以下のものであっても、非常用の昇降機を設けなければならない。
4. 延べ面積が3,000㎡を超える建築物に設ける暖房の設備の風道の屋内に面する部分は、原則として、不燃材料で造らなければならない。

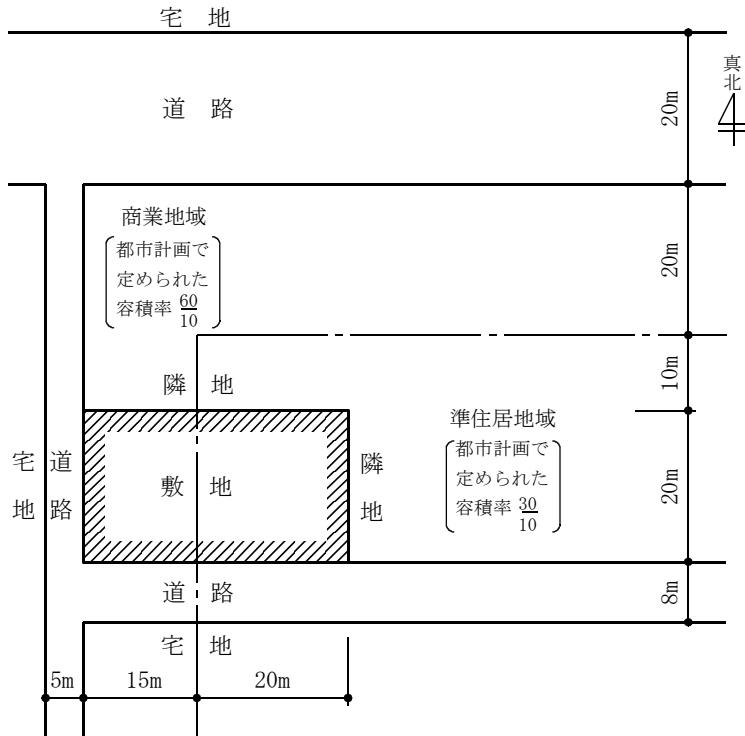
問題 1 4

都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 特定行政庁が、1年以内の期間を定めて建築を許可した仮設建築物の敷地は、建築基準法上の道路に2m以上接しなくてもよい。
2. 幅員15m以上の道路は、特定道路である。
3. 特定行政庁は、都市計画区域に編入された際に建築物が立ち並んでいる幅員1.8m未満の道を建築基準法上の道路として指定する場合には、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。
4. 道路内に建築する公共用歩廊について、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可する場合には、建築審査会の同意を必要としない。

問題 15

図のような敷地において、建築基準法上、**新築することができる建築物の延べ面積の最大のもの**は、次のうちどれか。ただし、建築物には、住宅及び老人ホーム等、自動車車庫等の用途に供する部分、エレベーターの昇降路の部分はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとする。

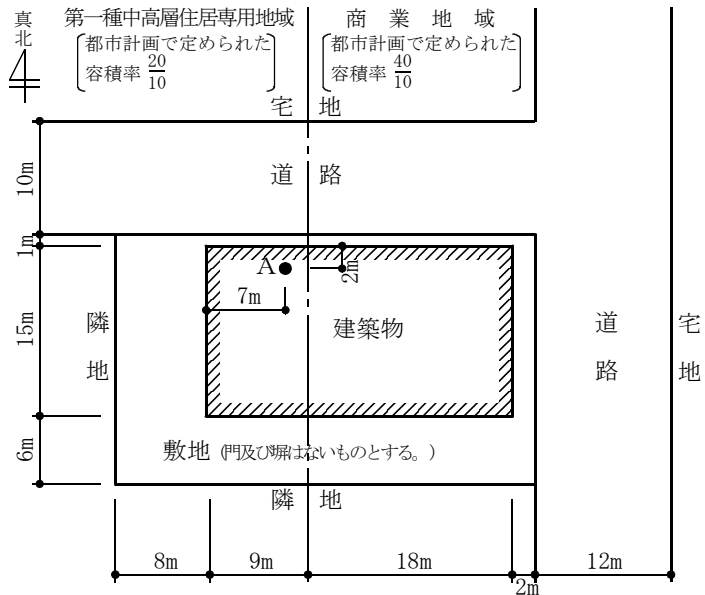


1. 2,640 m²
2. 2,720 m²
3. 2,820 m²
4. 3,000 m²

問題 16

図のように、敷地に建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの**建築物の高さの最高限度**は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、敷地、隣地及び道路の相互間に高低差はなく、また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとし、日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率に関する規定は考慮しないものとする。なお、建築物は、すべての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。

1. 22.50 m
2. 21.25 m
3. 20.00 m
4. 19.50 m



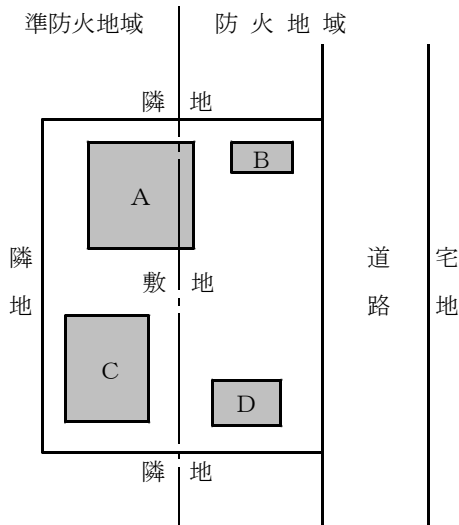
問題 17

建築物の用途の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っているもの**はどれか。ただし、用途地域以外の地域、地区等及び特定行政庁の許可等は考慮しないものとする。

1. 「延べ面積600㎡、地上2階建ての老人福祉センター」は、第一種低層住居専用地域内において、新築することができる。
2. 「延べ面積400㎡、地上2階建ての保健所」は、第二種低層住居専用地域内において、新築することができる。
3. 「延べ面積500㎡、地上2階建ての宅地建物取引業を営む店舗」は、第一種中高層住居専用地域内において、新築することができる。
4. 「延べ面積300㎡、地上2階建ての幼保連携型認定こども園」は、工業地域内において、新築することができる。

問題 18

図のような敷地に、用途上不可分の関係にあるA～Dの建築物を新築する場合、建築基準法上、**正しいもの**は、次のうちどれか。ただし、いずれの建築物も防火壁を設けていないものとし、かつ、危険物の貯蔵等を行わないものとする。また、図に記載されているもの以外の地域、地区等の制限については考慮しないものとする。



- A : 延べ面積800㎡、地上2階建ての事務所棟
- B : 延べ面積60㎡、平家建ての倉庫
- C : 延べ面積600㎡、地上2階建ての事務所棟
- D : 延べ面積100㎡、平家建ての自動車車庫

1. Aは、準耐火建築物とすることができる。
2. Bは、外壁及び軒裏を防火構造とした木造の建築物とすることができる。
3. Cは、耐火建築物としなければならない。
4. Dは、準耐火建築物とすることができる。

問題 19

「地区整備計画等」が定められている区域内の建築物に関する制限として、建築基準法上、**市町村の条例で定めることができない事項**は、次のうちどれか。

1. 建築物の意匠の制限
2. 垣又は柵の構造の制限
3. 建築物の階数の制限
4. 建築物の容積率の最高限度

問題 20

次の特定行政庁による許可等のうち、建築基準法上、**建築審査会の同意を必要としない**ものはどれか。

1. 都市計画において、建築物の高さの限度が10mと定められた第二種低層住居専用地域内において、その高さの限度を超える学校その他の建築物について、その用途によってやむを得ないと認めて特定行政庁が許可をする場合
2. 建築物の敷地が道路に2m以上接していないが、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の所定の基準に適合する建築物について、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可をする場合
3. 一定の複数建築物に対する制限の特例の適用について、一団地内に2以上の構えを成す建築物で総合的設計によって建築されるもののうち、所定の基準により、特定行政庁がその各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合
4. 病院における道路の上空に設けられる所定の基準を満たす渡り廊下について、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可をする場合

問題 2 1

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 延べ面積450㎡、高さ10m、軒の高さ9mの鉄筋コンクリート造の既存建築物について、床面積250㎡の部分で大規模の修繕を行う場合においては、当該修繕に係る設計は、一級建築士又は二級建築士でなければしてはならない。
2. 建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、その結果を工事監理報告書等により、建築主に報告しなければならない。
3. 一級建築士は、勤務先の建築士事務所の名称に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を、住所地の都道府県知事を経由して国土交通大臣に届け出なければならない。
4. 工事監理とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認するとともに、建築工事の指導監督を行うことをいう。

問題 2 2

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所の業務に関する事項を記載した帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、当該閉鎖をした日の翌日から起算して10年間当該帳簿を保存しなければならない。
2. 建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出しなければならない。
3. 建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあっては、その内容を記載した書類を、当該建築士事務所に備え置き、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければならない。
4. 建築士は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合においては、原則として、遅滞なく、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。

問題 23

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築士は、設計を行う場合においては、これを法令又は条例の定める建築物に関する基準に適合するようにならなければならないとともに、設計の委託者に対し、設計の内容に関して適切な説明を行うように努めなければならない。
2. 建築士が虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたことが判明したときは、免許を与えた国土交通大臣又は都道府県知事は、免許を取り消さなければならない。
3. 建築士事務所に属する建築士が、その属する建築士事務所の業務として行った行為を理由として、建築基準法の規定に違反し、免許を与えた国土交通大臣又は都道府県知事による懲戒の処分を受けたときは、都道府県知事は、当該建築士事務所の開設者に対し、戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて当該建築士事務所の閉鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。
4. 管理建築士が死亡し、後任の管理建築士が選任されない場合においては、都道府県知事は、当該建築士事務所の開設者に対して、管理建築士が選任されるまでの間当該建築士事務所の閉鎖を命じなければならない。

問題 2 4

次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、中央指定登録機関及び指定事務所登録機関の指定は考慮しないものとする。

1. 一級建築士名簿に登録する事項は、登録番号、登録年月日、氏名、生年月日、性別、処分歴、定期講習の受講歴等である。
2. 一級建築士は、一級建築士免許証の交付の日から30日以内に、本籍、住所、氏名、生年月日、性別等を住所地の都道府県知事を経由して国土交通大臣に届け出なければならない。
3. 一級建築士事務所登録簿に登録する事項は、登録番号、登録年月日、建築士事務所の名称及び所在地、管理建築士の氏名、建築士事務所に属する建築士の氏名、処分歴等である。
4. 建築士事務所の開設者は、建築士事務所に属する建築士の氏名に変更があったときは、30日以内に、その建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

問題 2 5

次の記述のうち、都市計画法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内において、既存の建築物の敷地内で車庫、物置その他これらに類する附属建築物を建築する場合は、都道府県知事の許可を受ける必要はない。
2. 都市計画施設の区域内において、地階を有しない木造、地上2階建ての建築物を改築する場合は、都道府県知事等の許可を受ける必要はない。
3. 開発許可を受けた開発区域内において、都道府県知事の許可を受ける必要のない軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
4. 地区整備計画が定められている地区計画の区域内において、仮設の建築物の建築を行おうとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、行為の種類、場所、着手予定日等を市町村長に届け出なければならない。

問題 26

次の「防火対象物」と「消防用設備等」との組合せのうち、消防法上、原則として、**当該消防用設備等を設けなくてもよい**ものはどれか。ただし、防火対象物はいずれも無窓階を有しないものとし、指定可燃物の貯蔵及び取扱いは行わないものとする。

	防火対象物	消防用設備等
1.	延べ面積3,000㎡、主要構造部を耐火構造とした地上5階建ての百貨店	スプリンクラー設備
2.	延べ面積2,100㎡、主要構造部を耐火構造(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたもの)とした地上3階建てのマーケット	屋内消火栓設備
3.	延べ面積280㎡、木造、地上2階建ての料理店	自動火災報知設備
4.	延べ面積6,000㎡、準耐火建築物である平屋建ての工場	屋外消火栓設備

問題 27

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

1. 所管行政庁は、耐震改修の計画の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である防火地域内の階数が3の耐火建築物である場合において、柱及びはりの模様替をすることにより、当該建築物が建築基準法第61条の規定に適合しないこととなるものであっても、所定の基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。
2. 所管行政庁は、耐震改修の計画の申請に係る建築物が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法の規定に適合せず、かつ、同法第3条第2項の規定の適用を受けている場合において、当該建築物の増築をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、耐震関係規定以外の同法の規定に適合しないこととなるものであっても、所定の基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。
3. 所管行政庁は、床面積の合計が2,000㎡のホテルについて、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、その所有者に対し、必要な指示をすることができる。
4. 一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認可を受けなければならない。

問題 28

次の法律とその法律又は政令で用いられている用語との組合せのうち、**誤っている**ものはどれか。

	法 律	法律又は政令で用いられている用語
1.	宅地造成等規制法	急傾斜地崩壊危険区域
2.	都市計画法	特例容積率適用地区
3.	都市再生特別措置法	特定用途誘導地区
4.	建築基準法	特定避難時間倒壊等防止建築物

問題 29

次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき、建築主は、特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。
2. 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき、経済産業大臣は、建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物の建築が行われることを確保するため特に必要があると認めるときは、建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床（これらに設ける窓その他の開口部を含む。）を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料の製造、加工又は輸入を行う事業者に対し、建築物エネルギー消費性能基準を勘案して、当該建築材料の断熱性に係る品質の向上及び当該品質の表示について必要な指導及び助言をすることができる。
3. 「景観法」に基づき、景観計画区域内において建築物の建築等をしようとする者は、あらかじめ、その計画について、景観行政団体の長の認定を受けなければならない。
4. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、建築主は、特別特定建築物の一定規模以上の建築をしようとするときは、建築物移動等円滑化基準及び地方公共団体の条例で付加された事項に適合するものであることについて、原則として、建築主事又は指定確認検査機関の確認を受けなければならない。

問題 30

次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、分譲事業者は、譲受人を決定するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合においては、単独で長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
2. 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき、建築主は、その建築等をしようとする建築物について、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その所有し、管理し、又は占有する建築物について、エネルギー消費性能の向上を図るよう努めなければならない。
3. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事で、当該建築物(当該解体工事に係る部分に限る。)の床面積の合計が50㎡であるものの発注者は、工事に着手する日の7日前までに、所定の事項を都道府県知事に届け出なければならない。
4. 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、住宅新築請負契約においては、請負人は、注文者に引き渡した時から10年間、住宅の構造耐力上主要な部分等の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について、民法第634条第1項及び第2項前段に規定する担保の責任を負う。